

平成31年(ワ)第7175号、第10285号、令和元年(ワ)第20045号、第34529号、令和2年(ワ)第11317号 損害賠償請求事件

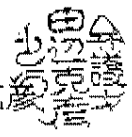

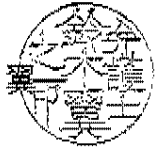

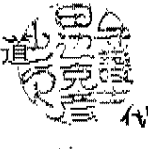

原告 【閲覧制限】

被告 学校法人東京医科大学

## 第10準備書面

令和4年3月18日

東京地方裁判所民事第25部乙D係 御中

被告訴訟代理人弁護士	田辺 克彦	
同	加野 理代	
同	鈴木 翼	
同	田中 瑛生	
同	桑原 博道	
同	蒔田 寛	

## 1 対応の経緯

本学において、平成30年7月の報道を受け、過去の本学医学部医学科入学試験に関し、第三者委員会による調査等を実施した結果、受験生の属性に応じて一部の受験生に点数を加点するという本件得点調整が明らかになった。

本学は、第三者委員会の調査結果を速やかに公表するとともに、本件得点調整による影響を排除すべく、本件得点調整により合否に影響を受けた受験生を特定した上で、追加合否判定を行い、第三者委員会報告書が指摘する69名を上回る合計101名を意向確認対象者として、本学への平成31年度の入学意思の有無の確認を求め、そのうち入学意思を表明した44名に対して、平成31年度に入学の機会を提供するとともに、入学しなかった者も含めて補償を提示し、合意に至った者には既に補償を実施している。

このように、本学は、本件得点調整の影響を受けた受験生に対しては、その影響を排除して追加合否判定を行い、追加合格や補償を実施してきたところである。

## 2 原告らの不法行為との主張について

### (1) 原告らの主張の概要

原告らは、本件得点調整が不法行為であるとして、要旨、次のとおり主張するが、いずれの主張も認められない。

① 本件入試の一連の手続が全体として違法である（訴状第4、原告ら第1準備書面第2.1、同第3準備書面第2）

② 本件入試における募集手続は欺罔行為であり、他学の受験機会を喪失させられた（原告ら第1準備書面第2.2）

### (2) 本件入試の一連の手続が全体として違法にはならないこと（上記①）

ア 本件得点調整による影響は「合否の判定」にとどまること

被告第3準備書面第1.2(1)において述べたとおり、入学試験は、

大別して「試験の実施」と「合否の判定」から構成されるどころ、本件入試における「試験の実施」は、特段問題なく実施されており、「試験の実施」について違法と評価することはできない。

また、「合否の判定」については、本件得点調整により合否に影響が及んだ受験生がいたものの、影響を受ける受験生はごく一部にすぎず、受験生全体に占める割合は極めて小さい。このことをもって、「合否の判定」以外である「試験の実施」が全体として違法になるというのは論理の破綻というほかない。

イ 本学が本件得点調整を組織的に実施してきた事実はないこと

原告らは、訴状第4、原告ら第1準備書面第2.1、同第3準備書面第2において、あたかも、本学が本件得点調整を組織的に実施してきたかのように主張するが、このような事実は存在しない。

すなわち、被告第3準備書面第1.2(2)、同第6準備書面1において述べたとおり、第三者委員会報告書は、本件得点調整について、入試委員会、教育委員会、教授会はいずれも本件得点調整を認識していたとは認定し難いとしたうえで、属性調整の主たる責任は歴代の学長にあると明確に指摘している(第三者委員会第三次調査報告書第4.1(4)、同(6)。甲4)。他方、第三者委員会報告書では、入試委員会等において属性調整の具体的方法について審議を行ったとの指摘はなく、本学が組織的に実施したとの指摘もない。

このように、第三者委員会の調査によって、本件得点調整は、入試委員会、教育委員会、教授会といった本学の組織的な意思決定過程を経ていないのみならず、入試委員会や教育委員会、教授会に対しても秘密裡に行われたものであり、本学が、本件得点調整を組織的に実施してきたという事実はないことが裏付けられた。

(3) 募集手続は欺罔行為とはならず、他学の受験機会の喪失もないこと（上記②）

原告らは、原告ら第1準備書面第2.2において、おそらくは「本件得点調整を知っていれば受験しない」ことを前提として、募集手続が欺罔行為である（同（2））、他学を受験する機会を喪失させられた（同（3））等と主張する。

しかしながら、受験の動機は様々であること、本学を受験しても他の医学部を受験できたこと、医学部受験生の受験動向として、複数の大学を併願して受験するところ、その教育内容や質、学費、偏差値、立地等から受験する医学部の選択は一定程度限定され、仮に多浪生あるいは女性において、本件程度の得点調整が実施されることを認識していたとしても、合格可能性がある（現実に得点調整による影響を受けながら合格した受験生も少なくない）以上、本学を併願校から除外する選択をしたとする高度の蓋然性はない（少なくとも除外しなかった可能性が相当程度ある）ことからすれば、このような原告らの主張は認められない。

### 3 原告らが主張する受験の事実について

請求を維持する原告らに関して、被告にて受験の事実を確認できないものを改めて整理すると次のとおりとなる。

- ・ 原告6：平成24年度一般入試
- ・ 原告9：平成23年度一般入試
- ・ 原告15：平成27年度一般入試
- ・ 原告26：平成28年度センター利用入試
- ・ 原告34：平成25年度一般入試

### 4 原告らが主張する損害について

(1) 「受験慰謝料」について

原告らは、要旨、本学受験のための準備等が無駄になった、他学を選択する機会を奪われた等として、受験慰謝料として200万円を請求する。

しかしながら、上記2(3)記載のとおり、医学部受験生の受験動向として、複数の大学を併願して受験するところ、本学の受験科目は他の私立医科大学(私立大学医学部)と同様であり、本学受験に向けて他大学と異なる特別な準備が必要とされるものではない。

そして、私立医科大学(私立大学医学部)への進学を希望する受験生は、他の私立医科大学(私立大学医学部)を含めた「医学部受験に向けた準備」をするために同様の入試対策を行うのであって、医学部を志願する以上、その準備が無駄になるものではない。

また、被告第3準備書面第2.2(3)記載のとおり、本学を受験しても他の医学部を受験することができるところ、実際、原告らが他学を受験できなくなったとの具体的な主張も立証もない(他学へ進学した受験生の存在は、むしろ他学受験の機会があったことを裏付けるものである。 )。

これらのことからすると、本件において受験慰謝料が発生する余地はない。

## (2) 合否判定において本件得点調整による影響を受けた受験生について

### ア 「不合格慰謝料」について

合否判定において本件得点調整による影響を受けた受験生について、上記の受験慰謝料とは別に、不合格慰謝料として500万円を請求するが、本学は、上記1記載のとおり、追加合否判定の実施等や補償の提案等の対応を行ってきたところであり、このような事情に鑑みると、原告らが請求するような不合格慰謝料が発生するとはいえない。

また、原告らが請求するような500万円もの高額な慰謝料が認容されるケースは、人身損害に及ぶようなケースに限定されるものであるし、下記イないしエ記載のとおり、原告らは、学費差額等についても請求すると

ころであるが、このような経済的損害の請求とは別に、500万円もの高額な慰謝料が発生することはない。特に、原告33は、志望校である国公立大学に進学したとのことであり（甲51の15）、この点においても慰謝料の発生根拠を欠くものである。

イ 原告22について

原告22は、学費差額として730万7000円を請求しているが、被告第7準備書面第5.1において述べたとおり、各医科大学における教育の内容が同一でない以上、その学費に差異があるのも当然のことであり、その学費の対価として当該医科大学の独自の教育を受けているのであるから、その差額の全額が損害となるものではない。

ウ 原告36について

原告36は、1年分の逸失利益と予備校費用を請求するが、被告第7準備書面第5.2において述べたとおり、原告36は、翌年度に本学よりも700万円近く学費が低額である私立医科大学に進学していることもあり、当時合格していれば本学に進学したことについて高度の蓋然性をもって証明されていないことから、原告36の請求はいずれも認められないところである。

なお、「現在より1年早く医学部を卒業して医師として稼働することが可能であった」として請求する1年分の逸失利益については、医師に定年がないこと、入学後6年経過すれば当然に医師として勤務開始するわけではない（医学部においては留年する学生も多く、また医師国家試験に合格することまでが保障されるものではない）ことから、逸失利益を観念することはできない。さらには、原告の主張を前提としても、（医師には定年がないが70歳にて就労を終了するとしても）70歳にて得られる年収を現在価値に算定した金額となるはずである。

また、原告36において主張する予備校費用については、一般的な予備校費用の4倍前後であるので、一般的な予備校を選択せずに、高額な予備校を選択したことをもって、その全額を相当因果関係のある損害とすることはできない。なお、令和2年2月28日付け訴えの変更申立書では、この予備校費用を310万2840円（甲24）としていたが、同年8月14日付け訴えの変更申立書別紙では、特段の主張立証なく、320万8080円に増額している（誤記と思われる）。

エ 原告38について

原告38は、学費差額として500万円を請求しているが、この点については、上記イと同様である。

(3) 入学検定料等について

入学検定料等の受験に要する費用は、試験の実施と合否の判定を受けるために必要な費用であるところ、上記2(2)ア記載のとおり、試験の実施は、特段問題なく行われており、合否の判定についても、本件得点調整による影響を受けなかった以上、特段、不利益は生じていないのであるから、入学検定料等を損害と評価することはできない。

また、合否の判定において本件得点調整による影響を受けた受験生（意向確認対象者等）について、原告らは、「受験した年度において『合格』と判定されるべきであった」として不合格慰謝料や学費差額等を請求しているのであるから、これらの請求と入学検定料等の請求は両立しない。本学は、当時、「合格の可能性があったこと」を前提として、追加合否判定の実施等や補償の提案等の対応を行ってきたところであるが、「合格の可能性があったこと」の前提として、入学検定料や交通費・宿泊費等といった受験に要する費用を出捐することは必須であるため、入学検定料等を損害と評価することはできない。

(4) 交通費・宿泊費について

ア 交通費・宿泊費は相当因果関係のある損害と評価できない

被告第3準備書面第3.3において述べたとおり、交通費・宿泊費を含む受験に要する費用は、試験の実施と合否の判定を受けるために必要な費用であること、自宅と本学との移動は、移動手段、経路等多種多様であるし、宿泊も様々なグレードがあるため、この意味においても、原告らが実際に支出した交通費・宿泊費を相当因果関係のある損害と評価することはできない。東京地裁令和2年3月6日判決においても、いわゆる受験シーズンに上京して複数大学を受験した場合には、上京に係る旅費について相当因果関係の存在自体疑問であると指摘している(甲35・27頁以下)。

イ 原告らの主張する交通費・宿泊費について

上記アのとおり、交通費・宿泊費は相当因果関係のある損害とは評価できないものであるが、原告らの主張する交通費・宿泊費において、原告らの主張を前提としても誤り等がある。この点については、被告第9準備書面2において指摘したところであるが、請求を維持する原告らについて、念のため、次のとおり、整理して指摘する。

(ア) 原告5

原告5は、交通費が1人1往復2万9360円としたうえで(甲6の5)、付添含めた2人分を2往復分(合計11万1740円)請求する。

しかしながら、本学の受験に際し、本人以外の来校は必須ではないため、付添分の交通費は相当因果関係を欠く。また、2往復分の交通費を請求するが、原告5が二次試験も受験したかは確認できず、またこのことに関する証拠も提出されていない。

また、宿泊費として8万円を請求するが、その請求の根拠資料がない(なお、付添分及び2往復分の点は交通費と同様である)。



(イ) 原告 8

原告 8 は、交通費が 1 往復 2 2 0 0 円としたうえで（甲 6 の 8）、3 往復分（合計 6 6 0 0 円）を請求する。

しかしながら、原告 8 は、平成 2 5 年度及び平成 2 6 年度の一般入試は一次試験のみであり、平成 2 5 年度及び平成 2 7 年度のセンター利用入試は一次試験にて不合格であり、同二次試験を受験していないので、往復回数は 2 回である。

(ウ) 原告 1 5

原告 1 5 は、交通費が 1 往復 1 9 4 4 円としたうえで（甲 6 の 1 4）、4 往復分（合計 7 7 7 6 円）を請求する。

しかしながら、原告 1 5 は、平成 2 7 年度一般入試は受験の事実を確認できず、往復回数は 3 回である。

(エ) 原告 1 6

原告 1 6 は、宿泊費として 1 万円を請求するが、その請求の根拠資料がない。

(オ) 原告 2 0

原告 2 0 は、宿泊費が 1 泊 8 0 0 0 円として（甲 6 1）、合計 6 泊分（合計 4 万 8 0 0 0 円）を請求する（試験 1 回あたり 2 泊として、平成 2 7 年度は一次試験及び二次試験、平成 2 8 年度は一次試験の 3 回、合計 6 泊分の請求である。）。

しかしながら、本学の一次試験は 1 6 時 3 0 分まで、二次試験は遅くとも 1 7 時 3 0 分までであり（乙 1・4 頁）、当日中に帰路につくことは可能であるから、本学の受験に試験 1 回あたり 2 泊は必要ではなく、相当因果関係がない。

なお、甲 6 1 では、「8 0 0 0 円」に取消線が引かれ、「7 8 0 0 円」

と記載されており、その主張を前提としても宿泊費は1泊7800円と思われる。

(カ) 原告32

原告32は、宿泊費を請求するが、その主張を前提としても、自宅から本学まで1時間程度で到着するため(甲6の30)、宿泊する必要性がなく、相当因果関係がない。それに加え、実際に宿泊したことを示す証拠も提出されていない。

(キ) 原告33

原告33は、交通費として21万9416円を請求するが、原告33の交通費に関する提出済の証拠(甲43、44及び46)からしても、請求額の計算式が不明である。

また、宿泊費については、平成30年度二次試験の前日である2月9日にかかる宿泊として甲45が提出されているが、同一次試験にかかる宿泊に関する証拠は提出されていない。

さらに、これらの交通費及び宿泊費は、付添分も含むとのことであるが(原告ら第7準備書面第2.1)、上記(ア)のとおり、付添分は相当因果関係を欠く。

なお、原告33は、平成30年度センター利用入試において意向確認対象者であり(被告第1準備書面第1.5(2)イ)、上記(3)のとおり、交通費・宿泊費は相当因果関係のある損害にはなり得ない。

(ク) 原告34

原告34は、交通費を請求するものの、平成25年度一般入試は受験の事実を確認できず、また同センター利用入試は一次試験にて不合格であり、同二次試験を受験していないので、往復回数はゼロ回である。

(ケ) 原告38

原告38は、おそらくは、交通費が1人1往復1万3240円（6620円×2）としたうえで（甲34、なお、令和3年11月18日付け訴えの変更申立書第2（2）参照）、付添含めた2人分を2往復分（合計5万2960円）請求するが（同申立書では合計5万3640円との記載であるが、誤記と思われる）、上記（ア）のとおり、付添分は相当因果関係を欠く。

また、原告38は、ツイン（1泊1万3000円）に宿泊したと主張するが、原告38が実際に当該ホテルに宿泊したことに関する証拠は提出されておらず、また、付添分と同様、ツインに宿泊することに相当因果関係はない。

なお、原告38は、平成25年度一般入試において「当時の繰上合格の順位より上位になる可能性があった受験生」であり（被告第5準備書面第2.5（2）イ）、上記（3）のとおり、交通費・宿泊費は相当因果関係のある損害にはなり得ない。

以上